



日本における連結納税制度の方向性

—投資修正は必要か？

TAX

東京大学助教授 増井良啓

はしがき 本稿は、平成13年7月12日開催の会員懇談会における東京大学助教授増井良啓氏の『日本における連結納税制度の方向性』と題する講演内容を要約したものである。

I はじめに

連結納税制度の設計にあたり、ひとつの重要な論点とされているのが、投資修正である。投資修正を行うかどうかについては、連結納税制度をもつ各国のやり方が、分かれている。しかも、投資修正は、法人税制の基本にかかわる。日本租税研究協会における連結納税制度の研究においても、はやくから、投資修正が必要かどうかの問題とされてきていた。そこで、本日は、とくに投資修正について、意見を申し上げることにしたい。連結納税制度については、多くの論点があるが、そのうち、投資修正にしばって議論する。これが、報告の題名に副題をつけた理由である。

ご案内のように、現在、連結納税制度の導入にむけて、具体的な検討が進んでいる。政府税制調査会は、法人課税小委員会で、精力的に審議を行っている。審議の様子は、すでにインターネットで公開されており、議事録や提出資料を見ることができる。この中で、投資修正については、6月26日の法人課税小委員会で議論された。その提出資料では、次のように指摘され

ている。いわく、「○連結所得金額として課税された子会社の所得金額や連結所得金額から控除された子会社の欠損金額が、子会社株式の譲渡等により、再度、子会社株式の譲渡利益として課税されたり、子会社株式の譲渡損失として控除されることを避ける必要があるのではないか。○子会社株式の譲渡等により生ずるこの実質的な二重課税や二重控除を回避する方法としては、譲渡等を行う子会社株式の帳簿価額を修正したり、子会社株式の譲渡利益の額や譲渡損失の額を修正する方法が考えられるのではないか。」とされている (<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm> 7月12日訪問)。

連結納税制度における投資修正については、私自身も、簡単に論じたことがある(増井良啓「連結納税制度をめぐる若干の論点(3)」税研93号124頁(2000年))。本日の報告の目標は、そこで論じたところをふまえ、投資修正に関して、さらに詳しく検討することにある。

報告の順番としては、まず、前提として、日本の法人税制が配当とキャピタルゲインを区別していることを確認する。その上で、投資修正とはどういうものであり、どういう理屈にもとづくものか、ということを検討する。そして、かりに投資修正を導入するとすれば、具体的にどういう形になるか、また、どういう問題が生ずるか、という点を考える。以下で述べるように、投資修正の問題は、連結法人グループを一個の単体として考えるか、それとも、別個の法

人の集合体として考えるか、という基本的な見方の違いを反映している。その意味で、連結納税制度にとってきわめて基本的な論点である。

II 前提条件

まず、前提として、日本の法人税制が配当とキャピタルゲインを区別していることを確認する。この点が、連結納税制度における投資修正を考える上で、一番重要な前提条件となっている。

1 配当とキャピタルゲイン

いっぽんに、株主は、会社に対する投資リターンを、配当か、キャピタルゲインの形で実現する。また、株主には、おおきくいて、個人と法人がある。そこで、これをマトリックスにすると、図のようになる。以下、順にみていこう。

	配 当	キャピタルゲイン(ロス)
個人株主	配当控除	調整なし
法人株主	受取配当益金不算入	調整なし

2 個人株主の場合

まず、個人株主について。

個人株主が配当を受け取る場合については、昭和63年の抜本改正以降、配当控除が認められている。昭和63年以前は、会社の支払配当を軽減課する二重税率方式をとっていた。これをやめて、個人株主段階で、配当所得につき税額控除を行う方式を採用した。この方式が、現在に至っている。平成8年には税制調査会の法人課税小委員会が課税ベースの基本的な見直しを行ったが、そこでも、過去の答申で一応の整理がなされていることを理由に、所得税と法人税の関係について踏み込んだ検討は行わないこととされた。

所得税と法人税の統合という観点からは、この配当控除は、次の2つの意味で、不完全な制

度である。第1に、受け取った配当の最大10%までしか認められない(所得税法92条)。そのため、いわゆる配当二重課税は、必ずしも十分には排除されない。簡略化して計算すると、たとえば、ある会社の法人所得が100あり、適用される法人税率が30%だとする。この会社が、税引後の70を全部配当したとし、個人株主の適用税率が20%だったとする。このとき、個人所得税は、配当控除を最大にとったとしても、7となる(=70×20%-70×10%)。つまり、会社の段階で納付した法人税額30と、個人株主の段階で納付する所得税額7とをあわせると、37になっている。この個人株主に対する適用税率は、本来ならば20%の適用税率であるにもかかわらず、会社形態で事業を営み、そこからの投資リターンを配当という形で回収すると、所得税・法人税あわせて37の税金を納付することになる。その意味で、配当控除があるにもかかわらず、会社レベルの課税と個人株主レベルの課税との調整は不完全である。

第2に、そもそも配当税額控除を使えない場合が多い。これは、源泉分離課税を選択した場合には、配当控除の適用がないからである(租税特別措置法8条の5)。たとえば、70の配当が支払われると、その70に対して、35%の比例税率で課税してそれでおしまいである。先に法人税を払っていても、後で税額控除を行うわけではない。

このように、個人株主が配当を受け取る場合について、現行法は、株主段階の配当控除によって法人税と所得税の調整を行うものとしているが、その範囲は限定的である。

これに対し、個人株主は、株式を譲渡することによって、キャピタルゲインを実現することもできる。株価が会社の業績を反映しているとすれば、個人株主は、株式譲渡によって、会社に対する投資リターンを手にすることができる。その場合には、他の所得と分離して、ネットの譲渡益に対して26%の比例税率で申告分離課税がなされる(租税特別措置法37条の10)。また、

現在のところ、グロスの譲渡代金に対して1.05%の比例税率で源泉分離課税を選択することができる(租税特別措置法37条の11)。いずれにしても、個人株主がキャピタルゲインを実現する場合の所得税については、会社段階での法人税との間で、相互に調整を行うという措置はとられていない。

このように、キャピタルゲインについては、個人株主と会社との関係は、いわば別個独立に構成されており、両者を統合しようという考え方はみられない。これは、配当について配当控除を認めていることとは、事情が異なる。

3 法人株主の場合

次に、法人株主の場合について。

会社も、その法人株主も、ともに法人セクターに属する。したがって、会社には法人税がかかり、また、法人株主にも法人税がかかる。したがって、両者間の調整は、所得税と法人税の統合の話とは局面が異なる。けれども、法人部門において重複して課税しないために、配当については、株主と会社の間で調整措置が設けられている。

法人株主が配当を受け取る場合、受取配当は、益金に算入されない(法人税法23条)。こうして、法人株主が受け取る配当は、課税されない。この場合、配当を支払う会社において、一度法人税がかかったあとの配当可能利益から配当がなされている。したがって、その会社において、すでに1回課税されている。これに加えて、配当を受け取った法人株主に課税すれば、法人セクターにおいて課税が重複することになる。これを防ぐために、受取配当を益金に算入しないことにしている。

ただし、この措置にも、限定が付されている。すなわち、昭和63年の抜本改正以来、会社の発行済株式の総数の25%未満しか保有していない場合には、益金不算入とされる金額は80%のみとされている。その意味で、法人部門で配当が支払われる場合、法人税が重複して課税される

場合が生じうる。

これに対し、法人株主は、保有している会社の株式を譲渡することによって、キャピタルゲインやキャピタルロスを実現することもできる。この場合には、株式譲渡利益額が益金に算入され、譲渡損失額が損金に算入される(法人税法61条の2)。この場合、会社の段階での法人税と、法人株主の段階での譲渡損益にかかる法人税との間で、とくに調整は行っていない。会社の株価は、会社の利益に対して法人税がかかるぶんだけ、いくらか押し下げられているはずである。しかし、法人株主が株を譲渡した場合、とくにその点に関して譲渡損益に調整を加える、ということはなされない。ここでも、株式譲渡損益については、法人株主と会社との関係が、いわば別個独立に構成されている。これは、受取配当について益金不算入の措置を認めていることとは、状況が異なる。

4 まとめ

以上、個人株主についても、法人株主についても、現行法は、配当とキャピタルゲインとでかなり違った考え方をとっている、ということがわかる。配当については、不十分ながら、配当控除や受取配当益金不算入の措置がある。キャピタルゲインについては、会社レベルの課税と、株主レベルの課税との間で、調整がなされない。この点が、連結納税制度において投資修正の問題を考える上で、不可欠の前提である。

なお、以上に関して、配当とキャピタルゲインを比較することに、何の意味があるのか、という疑問をお持ちになる方もいらっしゃるかもしれない。たしかに、両者は所得の分類も異なれば、課税のタイミングも異なる。その意味で、両者を並べて取扱いの差異を云々することはおかしいのではないか、という疑問である。

しかしながら、株主が投資リターンを得るにあたり、配当とキャピタルゲインとは、きつてもきれない深い関係にある。これは、次の例で考えると、すぐにわかる。たとえば、ある会社

が株主に対して、10の現金配当を支払ったとする。このとき、当然、会社の財産から10のキャッシュが出ていき、株主がそれを受け取る。このとき、現行法上は、個人株主は配当所得を受け取ったとして課税され、法人株主は受取配当について別段の定めをおいて益金不算入としてしているわけである。ところで、この株主の投資ポジションを全体的に眺めた場合、配当に伴って、保有株式の価値は下落する。いわゆる配当落ちである。議論を簡単にするために、この配当落ち相当分が10であったとしよう。このとき、株主は、10のキャッシュは受け取ったが、株価が10だけ下がるため、あわせてみると経済的には利得を得ていない、ということになる。つまり、配当があったからといって、そのこと自体によって、株主が利得を得るわけではない。そうではなく、会社の業績を反映して、すでに株式の価値が上がっていたということ自体が、株主にとっての未実現の利得であった。そして、株主が、配当という形でキャッシュを受け取ったことをもって、会社への投資利得が実現したとみているわけである。つまり、現行法上、配当を所得と構成しているのは、広い意味での実現主義のあらわれである。私たちは、通常、受け取った配当が株主にとって所得であるということ、あまりにも自明のこととして考えている。けれども、株主の置かれた経済状況をよく見ると、配当支払いに伴って、株式についてキャピタルロスが生じる。配当のプラスと、キャピタルロスのマイナスとが、相殺している。このような中、一方で、キャッシュ流入という形で実現した配当を株主の所得として切りわけて、配当所得としている。他方で、キャピタルロスは、配当落ちの時点で発生するわけであるが、実現主義をとっているから、株式を譲渡するときまで、計上を繰り返す。

この例からわかるように、配当とキャピタルゲインとは、きつてもきれない関係にある。そのため、両者を比較することには、意味がある。

Ⅲ 投資修正の根拠

以上を前提として、次に、投資修正とはどういうものであり、どういう理屈にもとづくものか、ということを検討する。

1 連結納税制度のない場合

まず、連結納税制度のない世界を考える。

たとえば、親会社Pが、子会社Sの株式を100で取得する。Sが30の課税所得を得ると、Sの段階で法人税がかかる。税率が30%だとすれば、法人税額は9、税引後の配当可能利益は21となる。連結納税制度がないから、この21は、配当を行わない限り、Pの手元で課税されることはない。しかも、Sが課税所得をあげようが、法人税を納付しようが、PのS株取得価額には影響しない。そして、もしPがS株を譲渡したら、もともとの取得価額100を基準として、1単位あたりの帳簿価額を計算し、譲渡損益に課税する（法人税法61条の2、法人税法施行令119条）。この株式譲渡損益の課税にあたり、Sの段階でかかった法人税との調整は行わない。

これが、連結納税制度のない場合の、通常の法人課税ルールである。つまり、子会社株の取得価額は調整しないし、子会社段階の法人税と親会社段階の株式譲渡損益課税との調整も行わない。先に述べたように、会社と法人株主との間で調整措置があるのは、受取配当に関してのみであって、譲渡損益に関してではないからである。

2 連結納税制度のある場合・その1

——二重課税

ここで、連結納税制度を導入したとしよう。

同じ例で、親会社Pが、子会社Sの株式を100で取得する。Sが30の課税所得を得ると、連結納税制度があるから、合算されて、その年度の連結所得となる。連結納税制度があるために、配当を行わなくても、Sの所得は合算されてP

の手元に取り込まれる。その意味で、キャッシュフローと課税計算とがずれてくる。連結納税制度のない世界では、SからPに配当という形でキャッシュを移転するまでは、Sの所得はPの所得とは関係がなかった。これに対し、連結納税制度を導入することによって、SからPへのキャッシュの移転がなくても、制度上、Sの所得はPの所得と合算されることになる。

ここにおいて、先に述べた前提が働いてくる。つまり、キャピタルゲインについて、会社と法人株主との間に調整措置が存在しないことが問題となる。この例で、Sの所得30は、連結納税制度の下では、合算された連結所得として1回課税される。ここで、いまかりに、S株の取得価額を100そのままにしておいたとしよう。そうすると、あとでS株を130で譲渡したら、譲渡益は30ということになる。すでに30については、1度連結所得に取り込んだにもかかわらず、そのこととは無関係に、PのS株譲渡益に対してもう1回課税される。連結法人グループの中で2回課税されているという意味で、これを「二重課税」といってもよいだろう。

それでは、このような2回の課税は、いったいどこがいけないのだろうか。「二重課税」という名前をつけると、それだけで望ましくないことのように思ってしまうがちであるが、一歩突っ込んで、何がいけないのかを考える必要がある。ここでの2回の課税という意味を分解して考えるならば、1回目の課税は、Sの所得が連結されて、連結所得の一部として課税されるということである。2回目の課税は、その課税とは無関係に、PのS株譲渡損益が課税されるということである。この2つの課税は、それぞれ別々のポイントをとらえているから、両者が重複したとして、そもそもどこがいけないか、ということを考える必要がある。

この点、PとSとが別々の法人であるということ強調すると、この2回の課税が重なっても、何らおかしいことではない、という見解も十分に成立する。つまり、前提のところ申し

述べたように、私たちの法人税制は、もともと、配当とキャピタルゲインとの間で線引きを行っている。配当については、受取配当益金不算入というしくみによって、会社とその法人株主の間の課税の調整を行う。しかし、株の譲渡損益については、そのような調整はもともと存在しない。そうだとすると、1回目の課税と2回目の課税は、調整しないで放置しておけば足りる、という見解が論理的には成立しうるわけである。この見解によれば、1回目の課税は、子会社Sに対する法人課税が、連結所得に対する課税という形をとっている。2回目の課税は、それとは別に、PのS株譲渡損益が計上されている。このふたつが重複することは、むしろ法人税制の基本を忠実にあてはめただけである、ということになる。

しかしながら、この見解には、弱点がある。連結納税制度を導入するということは、すでにして、「PとSとが別々の法人ではない」という判断を下したことを意味しているからである。親子会社を1個の課税単位として扱う、ということは、つまり、PとSをあわせて1個のものとする、ということである。そうすると、1回目の課税に加えて、2回目の課税を行うのは、いけないことだ、ということになるだろう。

もっとも、現行税制のしくみを良く知る人は、さらに、次のように反論するかもしれない。2回目の課税が譲渡益になって出てくるのがいやなら、SからPに事前に配当してしまえばいい、という反論である。もし受取配当がPの段階で益金不算入になるとすると、配当の形でSの利益をPが引き出しても、課税はされない。このように配当を払い出してSの株価を下げておき、そののちにS株を譲渡すれば、2回目の課税は事実上回避できる。こうすれば、いわゆる「二重課税」は生じないのだ、という反論である。この反論は、現在の法人税制が、配当とキャピタルゲインの間で線引きをしている、という仕組みを逆に利用するものであって、なかなか巧妙である。けれども、連結納税制度を導入した

がために、連結親会社が子会社株を譲渡するまえに配当を強いられるようなことでは、税制が取引を歪めているという批判を免れないだろう。さらに、Pが非課税で現金配当を受け取る場合には、Pの保有するS株の帳簿価額を配当金額分だけ減額修正するのが、考え方の筋としては正しいはずである。そして、受取配当との関係でそのような帳簿価額の修正を行うルールを採用すれば、結局、2回目の課税は回避できないことになる。このように考えてくると、この反論は、必ずしも十分ではない。

以上を要するに、連結納税制度を導入した場合、ほおっておくと、子会社の稼得した利益に1回、親会社の子会社株譲渡益に1回、という都合2回の課税が生ずる。そして、連結法人グループを一体のものとした場合には、この2回の課税は避けるべきである、という政策判断が成り立つのである。

なお、ここで、連結納税制度の下で、「親子会社をあたかも単一の会社のように扱う」という比喻の意味をもう少し正確に考えておく。次の2つの例を比較しよう。ひとつは、単一の会社が、土地や機械といった実物資産を譲渡する場合である。このときには、会社の段階で、1回法人税がかかる。いまひとつは、連結親子会社の場合である。子会社が土地や機械をもっていたとすると、連結グループとしては、その土地や機械そのものを譲渡することもできるし、子会社株を譲渡することもできる。ここで、子会社株という金融資産がもう一枚からんでいるところが、単一の会社の場合と異なるところである。ここで、子会社の土地や機械を譲渡したとすると、子会社レベルで課税所得がでてきて、連結所得となる。さらに、子会社株を譲渡すると、株式に関して譲渡損益が計上される。この株式譲渡損益の計上は、単一の会社の場合であれば、なかったことである。そこで、単一の会社と同じように扱うために、この株式譲渡損益の計上を否定する。その手段として、子会社株式の帳簿価額を修正する。「親子会社をあたか

も単一の会社のように扱う」とは、このことを意味している。

3 連結納税制度のある場合・その2

——二重控除

同様のことは、二重控除の場合についてもあてはまる。

たとえば、連結親会社Pが、子会社Sの株式を100で取得する。Sが30の欠損金額を計上すると、連結納税制度があるから、合算されて、連結所得金額を減らす。この場面でも、キャピタルロスについて、会社と法人株主との間に調整措置が存在しないことが問題となる。この例で、Pが、S株の取得価額を100そのままにしておいたとしよう。そうすると、あとでS株を70で譲渡したら、譲渡損は30ということになる。すでに30について、1回、連結所得を減額したにもかかわらず、そのこととは無関係に、譲渡損がもう一度利用できるのである。連結法人グループの中で2回控除が利用できるという意味で、これも「二重控除」と表現してかまわないだろう。

ここでも、このような2回の控除が、そもそもいけないことなのかが問題である。1回目の控除は、Sの欠損金連結されて、連結所得を減らすということである。2回目の控除は、その控除とは無関係に、PのS株譲渡損が計上されるということである。ゆえに、PとSとが別々の法人であるということを強調すると、この2回の控除が重なっても、何らおかしいことではない、という見解が出てきうる。そして、これに対しては、連結納税制度を導入する以上、親子会社は一体として考えるべきだ、という見解が対立する。その意味で、二重課税の場合と、まったく議論が裏返しである。この点、二重課税がいけないというのなら、二重控除もいけない、とするのが論理的に一貫している。

現実には、二重控除の場合については、損失の重複という事態が生ずる可能性が高い。米国の連結納税制度で、投資修正が導入された歴史

的経緯をみると、まずは、二重控除の事案が発生し、そののちに投資修正のルールが1966年に導入された。さらに、制度の組み立て方にもよるが、控除が3回以上重複する可能性が、論理的には存在する。たとえば、PがS株をもち、Sが孫会社S2の株をもち、S2が曾孫会社S3の株をもつ、といった具合に、所有関係を連鎖させる。そして、一番下の曾孫会社が損失を計上して、連結所得を減らした上で、それぞれに株式を譲渡していき、何度も譲渡損を計上する、という事態である。実際にも、オーストラリアのラルフ報告書では、このような手法がロス・カスケディングとして紹介されている。万が一日本でこのような事態が生じた場合に、同族会社の行為計算の否認規定がどのように働くかは、興味深い問題である。しかし、行為計算の否認を論ずる以前に、二重控除を未然に防止するほうが筋のよい議論であることは確かであろう。

4 まとめ

以上をまとめると、連結納税制度において投資修正を行うことの目的としては、連結法人グループ内における二重課税や二重控除を防ぐ、ということが挙げられる。このような二回の課税や控除は、現行法人税制が、キャピタルゲインとキャピタルロスについて、会社の課税と法人株主の課税との調整を行っていない、という前提をとっているために生ずる現象である。投資修正を行うということは、この前提を覆すことを意味する。

しからばこの前提を覆すのはなぜかという点、その根拠としては、連結グループを一体のものとしてみる、という考え方にゆきつく。そして、「連結法人グループが一体だ」という考え方は、かなり説得力のある考え方であるといえよう。

もっとも、さらに思いをいたしてみると、この考え方は、コインの両面のうち、片方のみをみている。先の例でいえば、PとSは、株式保有によって繋がっている限りにおいて、連結法

人グループの仲間であった。PとSが一体のものである、という考え方は、ひとえに、株式保有があることに依拠している。だが、ここで問題としている2回目の課税ないし控除は、PがS株を売り払う局面に生ずる。

この点、Pが、その保有するS株のごく一部のみを譲渡する場合であれば、まだPとSは一体といえよう。しかし、かりに、PがS株の全部を手放す場合であれば、もはやPとSは一体だといえるのだろうか。一体であったのは、株式の譲渡直前までであって、譲渡する瞬間には、もはや両者はばらばらの存在である、といえないだろうか。そうだとすると、PとSとは、譲渡の時点を境にして、一体の存在ではなくなる、ということになる。もし、コインの裏側を強調するならば、譲渡損益について調整を行わないというルールにも、一面の理がある、ということになろう。

このように、それぞれの考え方にそれなりの論拠がある。そのため、投資修正の要否についてどう考えるかは、なかなか微妙な政策決定である。しかし、連結納税制度が法人グループの一体性を承認するという側面を強調すれば、結論としては、次のように考えるべきであろう。すなわち、連結法人グループをできるかぎり一個の法人に近似させて扱うためには、原理的には、投資修正を行うことが望ましい。投資修正のルールについて、具体化するとすればどのような形がありうるか、検討を開始すべきものと考えられる。

IV 投資修正の具体像

それでは、かりに投資修正を導入するとすれば、具体的にどのような形になるか。また、どのような問題が生ずるか。

1 帳簿価額の修正か、譲渡利益ないし譲渡損失の額の修正か

以上のような二重課税や二重控除を防ぐやり

方としては、政府税調で議論されているように、2つのやり方が考えられる。ひとつは、親会社が保有する子会社株式の帳簿価額を修正するやり方である。いまひとつは、実際に子会社株を譲渡したときに譲渡利益ないし譲渡損失の額を修正するやり方である。一見すると、後者のほうが簡単にみえなくもない。しかし、どれだけ額を修正すべきかを継続して計算しておかなければならない点では、手間は変わらないものと思われる。両者いずれにしても、どれだけ額を修正するか、ということについて、記録を保管し、きちんと計算する必要があるからである。

この点、どれだけ金額を、どのタイミングで、修正するか、ということについて、こまかなルールを整備する必要がある。また、さまざまな優先株式をはじめ、数種の株式を発行している場合には、どの種類株式に対してどのように投資修正を行うか、決めておく必要がある。

2 持分割合との関係

持分割合との関係も、問題となる。この点、完全子会社Sと完全親会社Pとの関係であれば、比較的計算は簡単である。たとえば、Sの課税所得10が連結所得にとりこまれた場合、Pの保有するS株の帳簿価額を10だけ増額すればよい。

これに対し、かりに、完全子会社でない子会社Sに対しても連結納税制度の適用を認めたとした場合、帳簿価額の調整はどうすべきだろうか。連結納税制度の適用範囲を100%子会社に限るべきか、それとも、もうすこし範囲を広げるべきか、については、議論のあるところである。たとえば、Sの発行済株式の総数のうち、親会社Pが99%を有しており、従業員持株会が残りの1%を有している、という場合を考える。もし、この場合について連結納税制度の適用を認めたとすれば、投資修正はどうなるか。このとき、PはSに対して99%参加している。そこで、連結所得にとりこまれたSの課税所得10のうち、持分割合に応じ、9.9を増額するというのが正

しい取扱いであろう。この点、米国の連結納税制度においても、持分割合に対応する金額が投資修正による株式帳簿価額の増減額とされている(Reg. 1.1502-32(c)(5) Example 1)。

3 複雑な株式保有関係

より複雑な株式保有関係ならどうか。

たとえば、PがS1とS2の完全親会社だとする。そして、S1とS2が、50%ずつ、S3の株式を保有している。こういう場合に、S1とS2が、Pとともに、連結グループを形成することは、問題がない。S3も連結グループの構成メンバーとするかどうかは、議論のあるところであろう。もし、このようなS3を連結納税制度の対象に取り込んだ場合、投資修正はどう行うか。考え方としては、持分割合に応じつつ、上位の親会社の段階へと順次修正を行っていく、ということになるだろう。S3の所得10が連結所得に取り込まれたとしたら、持分割合に応じて、S1のもつS3株につき簿価が5だけ増額され、同様にして、S2のもつS3株についても簿価が5だけ増額される。そして、Pの段階で、S1株の簿価が5、S2株の簿価が5、それぞれ増額される、とすべきであろう。

ここで注意すべきは、上位の親会社が重なっていくごとに、投資修正もまた重複して重なっていくということである。

4 子会社株式の譲渡損

さきに、連結納税制度の下で、投資修正を導入する根拠のひとつとして、連結グループ内での二重控除を防ぐ、ということあげた。しかし、投資修正を導入した場合には、次のような形で、子会社株式の譲渡損がでてくることがある。

たとえば、Sがひとつの資産を有しており、その時価が100、簿価が0である。PがS株を100で買う。ゆえに、Pの保有するS株の簿価は、100である。次に、Sは、資産を100で売却し、100の利得を認識する。この利得が、その

まま連結所得に取り込まれると、投資修正ルールによってPのS株簿価を100だけ増額する。その結果、投資修正後に、S株の簿価は200になる(=100+100)。しかるのち、PがS株を100で売ると、100の譲渡損がでる(=100-200)。

この例では、連結グループ全体の観点からみると、含み益について、投資修正ルールは適切に機能している。PはSに100を投資しており、グループ全体としては、Sへの投資から100だけ利得を得た。ゆえに、PSをあわせて一体とみると、グループ全体では利得も損失も生じていない。Sの資産譲渡益100は、PのS株譲渡損100と相殺され、グループ全体ではゼロとなっている。このように、PSを一体のものとして観察する限りは、何らおかしい結果ではない。

しかし、PとSは別個ばらばらの会社であると観察すれば、話は別である。先述したように、PがS株を売却した時点以降は、PとSとはもはや別々の会社とみることも、コインの一面としてはありうる。そして、通常の法人課税ルールでは、子会社資産の含み益は、まず、資産を譲渡する子会社の段階で1回課税される。さらに、それが株価に反映する範囲で、親会社の株式譲渡益としてもう1回課税される。このように、都合2回課税するのが、原則である。私たちの現行税制では、両者の間の調整は行わないからである。それにもかかわらず、この例だと、連結納税制度を適用し、投資修正を利用することによって、両者の間の調整を行い、課税を除去していることになる。通常の課税ルールの観点からは、これは、おかしい結果である。

そこで、こちらの観点にたてば、投資修正を利用した子会社株式譲渡損の計上に対して、損金算入を否定する措置が検討に値する、ということになる。同様のルールは、米国の連結納税制度でも設けられている。ただし、注意すべきは、連結グループを一体としてみる限りでは、投資修正を利用した結果、子会社株式の譲渡損がでてきても、何らおかしくない、ということである。その意味では、このような譲渡損を否

定する規定を導入する場合であっても、わざわざ含み益のある子会社を買い取ってきて、譲渡損を計上しようとする、といった濫用事例をターゲットにすべきものと考ええる。

なお、いま申し述べた設例では、Sの資産につき連結前に生じた含み益が問題となっている。いわゆるビルト・イン・ゲインである。これが、連結後に、実現されている。これを、何の制限もなく、連結所得に算入し、投資修正を行っているために、あとで株式譲渡損がでてくる。したがって、ビルト・イン・ゲインについて連結所得に算入するところで一定の制限をおけば、少なくとも問題の一部は未然に防止される。このように、投資修正をめぐる具体的な論点は、連結納税制度を具体的にどう仕組むか、という他の部分の作り方と密接に関連する。その意味でも、奥の深い問題といえる。

5 まとめ

投資修正の具体像については、ほかに、さまざまな論点がある。しかし、それらに立ち入ることは避け、ここではまとめの意味で、最後に、法人税制の基本構造との関係を一言しておきたい。それは、配当とキャピタルゲインとの関係についてである。

冒頭に申し上げたように、現行法人税制は、配当については、親子会社の間で受取配当益金不算入という形で調整を行う。株式の譲渡損益については、そのような調整は行わない。そして、投資修正は、連結納税制度を利用する会社に限って、株式の譲渡損益についても調整を行う、という措置であった。連結納税制度を利用する会社に限って調整するというのであるから、投資修正の根拠は、つきつめると、連結親子会社が一体である、という考え方にゆきつく。

この点について、一方で、配当との関係をさらに考察すれば、次のような比較が可能である。たとえば、子会社Sの課税所得を親会社Pとの間で連結するとする。その連結の構成として、あたかもSからPに配当があったとみる場合と

比較してみる。もし、配当があったとみなす構成だと、その分だけ子会社の利益積立金額が消え、親会社が配当を受け取ったことになる。そして、みなし配当の分だけ、親会社の持っている子会社株の簿価は、増額する。つまり、金銭の交付を伴わないみなし配当の場合には、一種の投資修正を行うのが筋である。このような構成との比較からは、連結納税制度における投資修正が、みなし配当に伴う簿価修正に対応する事柄であるとわかる。

他方で、キャピタルゲイン（ロス）との関係をさらに深く問うていくと、株式の譲渡損益について親子会社の間で調整措置を設けないのは、いったいなぜか、という基本問題がある。もしかりに、法人株主段階で、株式のキャピタルゲインを益金から除外し、かつ、株式のキャピタルロスを損金から除外する措置を一般的に講じたとしたならば、本日論じたことならについての前提ががらりと一変することになる。法人株

主の有する子会社株の譲渡損益について、配当と異なり、一切調整しないことをどう考えるかは、基本的な問題として残されている。

V おわりに

以上、本日は、日本の法人税制が不完全な統合のしくみをとっており、しかも、配当とキャピタルゲイン（ロス）の間で区別をしていることを述べた。その上で、投資修正が、連結グループの一体性を強調する考え方に根拠を有するものであると論じた。そして、かりに投資修正を導入するとすれば、具体的にどういう形になるか、また、どういう問題が生ずるか、という点について、若干の例を示した。

投資修正の問題は、法人税制の基本にかかわるきわめて興味深い問題である。連結納税制度の設計が具体化する中で、今後さらに議論が深まっていくことを、大いに期待している。

